

関西学院大学貸与奨学金規程

（目的）

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学学生で経済的理由により修学困難な者を援助するために、関西学院大学貸与奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

（種類）

第2条 奨学金は、緊急時貸与奨学金及び入学時貸与奨学金の二種類とする。

2 緊急時貸与奨学金、入学時貸与奨学金については別に定め、本規程には共通事項のみ定める。

（資金）

第3条 奨学金の資金は、次の各号をもってこれにあてる。

- 1 寄付金
- 2 学院経常収入
- 3 本規程に定める返還金

（資格）

第4条 奨学金を受ける者の資格は、大学（神学部キリスト教伝道者コースの日本基督教団所属者及び日本基督教団と宣教協約を結ぶ教団所属者を除く。）に在学する正規の学生であって、下記の条件を満たしていること。ただし、関西学院大学奨学生選考内規を別途定める。

- 1 修学の継続を目指している者であること。
- 2 学費未納者であり学費納入が著しく困難であると認められる者であること。

（期間）

第5条 奨学金を貸与する期間は1年間とする。

（年額及び交付）

第6条 奨学金の年額及び交付については、入学時貸与奨学金規程第3条、または緊急時貸与奨学金規程第4条を準用する。

（申請）

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、所定の書類を学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

（採用）

第8条 大学貸与奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は申請者の中から本人及び家庭の経済状況により委員長が決定し学生委員会（以下「委員会」という。）で承認する。

（異動）

第9条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 休学又は退学するとき。
- 3 本人、連帯保証人及び保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったとき。

（交付の停止）

第10条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

- 1 奨学金を辞退したとき。
- 2 休学又は退学したとき。
- 3 委員会が奨学生として不適正と認めたとき。

（借用証書）

第11条 奨学生として採用されたときは、奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を提出しなければならない。

（返還）

第12条 奨学生又は奨学生であった者は、卒業した日又は退学した日の翌日から貸与年数の4倍の年数以内に、奨学金の全額を返還しなければならない。

- 2 前項の奨学金の返還は、年賦の方法によるものとする。
- 3 この奨学金は無利子とする。

（返還猶予）

第13条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、願い出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- 1 大学又は大学院に在学するとき。
- 2 傷い疾病等によって返還が著しく困難となったとき。

第14条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、年度ごとに次の各号の書類を添付の上奨学金返還猶予願を提出し、委員長の承認を得なければならない。

- 1 在学証明書（前条第1号に該当する者）
- 2 医師の診断書又はその事由を証明する書類（前条第2号に該当する者）
（返還免除）

第15条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

2 奨学金の返還免除を受けようとするときは、連帯保証人は本人の死亡を証明する書類を添付の上、奨学金返還免除願を提出し、委員長の承認を得なければならない。

（所管）

第16条 この規程の奨学金に関する事項は、委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。

（細則）

第17条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

（規程の改廃）

第18条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、1978年（昭和53年）4月1日から施行する。

略

21 この規程は、2024年（令和6年）9月1日から改正施行する。

関西学院大学入学時貸与奨学金規程

（目的）

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学の新入生で、経済的な理由により入学手続き時の学費納入が極めて困難な者を援助するために、関西学院大学入学時貸与奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。ただし、本奨学金の資金は、関西学院大学貸与奨学金の資金の一部をもってこれにあてる。

（資格）

第2条 奨学金を受ける者の資格は、本大学の入学試験に合格し、入学金を完納した者のうち学費の納入が極めて困難な者とする。

（金額及び交付）

第3条 奨学金の金額は、授業料、実験実習費及び教育充実費の合計額の2分の1に相当する額とする。ただし、万円未満は切り捨てる。

2 奨学金の交付は、入学手続きをもって行う。

（申請）

第4条 奨学金の申請については、大学貸与奨学金規程第7条を準用する。

（採用）

第5条 奨学金の採用については、大学貸与奨学金規程第8条を準用する。

（併用）

第6条 大学入学時貸与奨学生（以下「奨学生」という。）は日本学生支援機構奨学金、大学支給奨学金、ランバス支給奨学金及び緊急時貸与奨学金に出願することができる。ただし、入学年度に限り、大学支給奨学金或いはランバス支給奨学金に採用された場合、その奨学金の全額を、交付の時点で入学時貸与奨学金の返還に充当するものとする。

2 入学年度に限り、奨学生が入学時クレセント奨学金或いは高大接続奨励支給奨学金に採用された場合、その奨学金の全額を、交付の時点で入学時貸与奨学金の返還に充当するものとする。

3 入学年度に限り、奨学生が「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく修学支援新制度による授業

料等減免を受けた場合は、春学期授業料減免分として大学から返金を受ける権利と入学時貸与奨学金の返還債務を本人の合意の上、相殺するものとする。

(異動)

第7条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、直ちに学生委員会委員長に届け出なければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 入学を辞退又は退学するとき。
- 3 入学時初学期から休学するとき。
- 4 本人、連帯保証人及び保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったとき。

(受給資格の喪失)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。

- 1 奨学金を辞退したとき。
- 2 入学を辞退したとき。
- 3 入学時初学期から休学したとき。
- 4 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

(借用証書)

第9条 奨学生として採用されたときは、直ちに奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を提出しなければならない。

(返還)

第10条 奨学生又は奨学生であった者の奨学金の返還については、大学貸与奨学金規程第12条、第13条、第14条及び第15条を準用する。ただし、奨学生が入学を辞退したときは、直ちに奨学金の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、1981年（昭和56年）10月1日から施行する。

略

- 19 この規程は、2024年（令和6年）9月1日から改正施行する。